社会福祉施設等運営事業者 様

旭川市長 西 川 将 人 (公 印 省 略)

緊急事態宣言延長に伴う社会福祉施設等の対応について

平素は、本市福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また,社会福祉施設等の事業者の皆様におかれましては,新型コロナウイルス感染症への 対策に取り組みつつサービスを提供いただいていることに感謝申し上げます。

さて、令和3年5月14日に国から緊急事態宣言が発出され、5月16日から5月31日までを期間として、北海道が実施区域とされましたが、皆様も御承知のとおり、この期間が6月20日まで延長されることとなりました。

つきましては、令和3年5月17日付け旭指監第62号でお示ししました内容について、 引き続きの取り組みをよろしくお願いいたします。

なお、本市においても高齢者を対象としたワクチン接種が始まっておりますが、施設利用者に対するワクチン接種に関わり、福祉サービスを提供している事業所の人員基準等の臨時的な取扱いが国から示されておりますので御一読いただき、その扱い等について留意いただきますようお願いいたします。

<添付資料>

- ・新型コロナウイルス感染症に係わる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い について
 - 第20報(介護保険最新情報 vol.963)
 - 第21報(介護保険最新情報 vol.967)
 - 第22報(介護保険最新情報 vol.979)
- ・旭川市ホームページ 緊急事態宣言リンク先

https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/136/150/d073211.html

(担当)

旭川市福祉保険部指導監査課 電話 25-9849 旭川市保健所医務薬務課 電話 25-9815